

県本部各部署長 殿
県下各警察署長

原	議	永	年	保	存
共	00	00	10	31	5年

宮本運教第722号
平成27年6月5日
宮城県警察本部長

運転者特定任意講習実施要綱の一部改正について（通達）

道路交通法（昭和35年法律105号）第108条の2第2項の規定による運転者特定任意講習については、「運転者特定任意講習実施要綱の一部改正について（通達）」（平成16年3月22日付け宮本運教第40号）により運用しているところであるが、この度、運転者特定任意講習実施要綱の一部を別添のとおり改正したので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

別添

運転者特定任意講習実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第2項及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「政令」という。）第37条の6第2号の規定による運転者特定任意講習（以下「特定任意講習」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 準拠

特定任意講習の実施については、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）及び宮城県道路交通規則（平成13年宮城県公安委員会規則第1号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第3 定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1 特定失効者

次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 運転免許（仮免許を除く。以下同じ。）の効力が失われた日から起算して6月を経過していない者
- (2) 政令第33条の6の2各号に掲げるやむを得ない理由のため前記(1)の期間内に運転免許証の更新を受けることができなかつた者であつて、運転免許の効力を失った日から起算して3年を経過せず、当該事情がやんだ日から起算して1月を経過しないもの
- (3) 道路交通法の一部を改正する法律（平成13年法律第51号）の公布前に海外旅行、災害、病気等のため前記(1)の期間内に運転免許試験を受けることができなかつた者であつて、当該事情がやんだ日から起算して1月を経過しないもの

2 特定取消処分者

法第97条の2第1項第5号の規定による運転免許の取消しを受けた者であつて、運転免許が取り消された日から起算して3年を経過せず、当該事情がやんだ日から起算して1月を経過しないものをいう。

第4 講習対象者

特定任意講習は、地域、職域、生活環境等に照らし、自動車等（自動車及び原動機付自転車をいう。以下同じ。）の運転に関してほぼ共通の条件下にあると交通部運転教育課長（以下「運転教育課長」という。）又は警察署長が認定した特定の者を対象とする。

第5 講習施設

特定任意講習は、宮城県運転免許センター、警察署その他の警察施設又は公民館等の講習に適した環境の施設を使用して行うものとする。

第6 講習指導員の要件

講習指導員は、運転教育課長が適任と認める警察職員をもって充てる。

なお、特定任意講習を委託する場合は、受託者に、次に掲げる要件のいずれにも該当する者を選任させること。

- 1 25歳以上の者であること。
- 2 自動車等を運転できる運転免許を現に受けている者で当該運転免許を受けていた期間（当該運転免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して3年以上のものであること。
- 3 自動車等の安全運転に関する技能及び知識を有し、運転指導の実務経験が豊富な者であること。
- 4 過去2年以内に運転免許の取消し又は運転免許の効力の停止の処分を受けたことがない者であること。
- 5 次のいずれにも該当しない者であること。
 - (1) 刑法法令に違反し、罰金以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年以上経過していない者
 - (2) 講習の指導について不正な行為をし、又は講習指導員として適当でないと認められる行為をしたことにより、その職を解任された日から起算して2年以上経過していない者
- 6 その他講習指導員としてふさわしい者であること。

第7 講習指導内容

特定任意講習は、運転者特定任意講習の講習科目及び時間割り等に関する細目（別表）に基づき講習指導案を作成して実施するものとする。

第8 学級の編成

学級の編成は、講習効果が上がるよう適正な人数で編成すること。

なお、講習施設に応じた収容可能人数を超えないよう留意すること。

第9 講習時間

講習時間は、2時間とする。

第10 使用教材等

特定任意講習に使用する教材等は、次のとおりとする。

- 1 配布資料
 - (1) 教本
教本の冊数については原則として1冊とし、別紙1の内容について、正確にまとめられたものを使用する。
 - (2) 地方版資料
地方版資料については、別紙2の内容を盛り込んだものを使用する。
 - (3) 運転適性検査用紙
運転適性検査用紙は、別紙3の基準を満たすものを使用する。
- 2 教材及び器材

講習指導案に応じて、次の教材及び器材を使用する。

- (1) プロジェクター
- (2) DVDプレイヤー
- (3) DVD
- (4) 運転適性検査機器
- (5) 運転シミュレーター
- (6) 自動車等
- (7) その他必要と認められるもの

第11 受講申請

受講は予約制とし、受講申請に当たっては、運転者特定任意講習受講申請書（別記様式第1号）の提出を受け、公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号）に規定する手数料を徴収の上、実施するものとする。また、受講申請の受理に際し受講者本人であることを確認した上で受理するものとする。

なお、他の都道府県公安委員会の管轄する区域内に住所地がある者から受講申請があった場合でも受講を認めるものとする。

第12 終了証明書の交付

特定任意講習の受講者に対しては、特定任意講習終了証明書（別記様式第2号）を交付するものとする。

第13 受講期間等

- 1 特定任意講習は、随時受講することができるものとする。
- 2 特定任意講習を終了した者で次のいずれかに該当するものは、法第108条の2第1項第11号の規定による更新時講習を免除するものとする。
 - (1) 更新期間が満了する日における年齢が70歳未満の者で更新申請書を提出する日前6月以内に特定任意講習を受講しているもの
 - (2) 免許申請書を提出する日における年齢が70歳未満の者で同日前1年以内に特定任意講習を受講している特定失効者
 - (3) 免許申請書を提出する日における年齢が70歳未満の者で同日前1年以内に特定任意講習を受講している特定取消処分者

第14 講習の委託

- 1 特定任意講習を委託する場合は、府令第38条の3に定めるところによる。
- 2 運転教育課長は、特定任意講習を委託した場合は、受託者から特定任意講習の実施結果を実施後速やかに報告させるものとする。

別表

運転者特定任意講習の講習科目及び時間割等に関する細目

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	講義 教本、視聴覚教材等	○ 県内の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、事故事例と併せて説明する。	10分以上
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト及びヘルメットの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置		○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務があることを指導する。 ○ シートベルト及びヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣付けられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 ○ 加害者の刑事上、民事上及び行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務及び通報要領並びに事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護措置等について説明する。	10分以上
3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法等		○ 受講対象者に応じ、DVD等の視聴覚教材を活用して、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。 ○ 身近な事故事例の説明を行い、それに基づく問題点、なぜ事故が起きたのか、どうすれば回避できたか等について自ら考えさせ、意見を出させ討議させる。	40分以上
4 運転適性及び運転技能についての診断と指導	(1) 筆記による診断と指導 (2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導 (3) 運転シミュレーター操作による診断と指導 (4) 実車による診断と指導	実技等 教本、運転適性検査器材、運転シミュレーター、自動車、視聴覚教材等	○ 所要の運転適性検査用紙により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 運転適性検査器材により実施し、診断結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 運転シミュレーターを操作させ、交通事故やその他危険場面等について疑似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づいて指導を行う。 ○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗して運転行動、事故又は違反に結びつく危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づいて指導を行う。	60分以上
講習時間合計				120分以上

※ 講習科目4の細目は、重点を絞り選択して実施すること。

別紙 1

1 最近における道路交通法令の改正の概要

最近 5 年間程度の主要な道路交通法令の改正の趣旨、施行の時期、改正の内容等について、図表等を用いて解説すること。

2 最新の車両技術の活用方法及び使用時の注意事項

先進安全自動車（A S V）、カーナビゲーション装置、ノンストップ自動料金支払システム（E T C）、電気自動車、ハイブリッド自動車、横滑り防止装置等の最新の車両技術について、イラスト等を用いて解説すること。その際、それらの車両技術の仕組みを踏まえた運転時の注意事項についても言及すること。

3 交通公害及び地球温暖化の防止等

交通公害及び地球温暖化の防止等について、「エコドライブ 10 のすすめ」（平成 24 年 10 月エコドライブ普及連絡会策定）の内容を中心に解説すること。

4 危険予測

(1) 危険予測の心構え

駐車車両や障害物の陰から人が突然出てきても、安全な措置が執れるよう、「かもしれない」運転を心掛けること、慣れによる慎重さや緊張感の鈍化による「だろう」運転を回避すること、道路環境の変化に合わせて意識を切り替えること等の重要性について解説すること。

(2) 危険予測の方法

視覚や聴覚を用いて、絶えず運転に必要な情報を捉えること、ちょっとした手掛かりを元に、人や自動車等の存在を察知すること、他の自動車等の運転者や歩行者等が、次にどのような行動をするかを、その者の目の動きや身体の動きによって察知すること等の重要性について解説すること。

(3) 死角

自らの車両によって生じる死角、駐停車車両によって生じる死角、交差点における死角、カーブにおける死角等についてイラスト等を用いて解説すること。その際、死角によって生じる危険を回避するための方法についても言及すること。

5 年齢に応じた運転特性

(1) 高齢運転者の一般的特性

高齢運転者の事故傾向、事故原因及び運転特性について、周囲の運転者が配慮すべき点も含めて解説すること。その際、高齢運転者が運転する上での留意点についても言及すること。

(2) 視力と加齢

運転に必要な情報の大半を依存する視力（「静止視力と動体視力」、「視野」、「明度の差」及び「順応と眩惑^{げん}」）について、イラスト等を用いて解説すること。その際、加齢との関係についても言及すること。

(3) 反応と加齢

加齢に伴って反応速度が遅くなったり、動作の正確さが低下したりすることについて、データ等を用いて解説すること。

(4) 若年運転者の一般的特性

若年運転者の事故傾向、事故原因及び運転特性について解説すること。その際、若年運転者が安全運転する上での留意点についても言及すること。

6 飲酒運転の根絶

飲酒運転による事故傾向、飲酒運転の危険性及び罰則、飲酒運転をさせない取組等について解説すること。その際、飲酒運転による事故の悲惨さについても言及すること。

7 事故時の対応と応急救護処置

一般財団法人日本救急医療財団が主催する心肺蘇生法委員会策定の「救急蘇生法の指針（市民用）」に基づいた応急救護処置及び一時救命処置の方法について、イラスト等を用いて解説すること。その際、事故時の対応についても言及すること。

8 交通反則通告制度、放置違反金制度、点数制度及び講習制度

交通反則通告制度、放置違反金制度、点数制度及び講習制度（初心運転者講習、違反者講習、停止処分者講習、取消処分者講習、更新時講習及び高齢者講習）について、図表等を用いて解説すること。

9 被害者等の手記

交通事故がもたらす社会的影響及び運転者の社会的責任について再確認させ、安全運転意識の向上に資するような内容の被害者又は被害者遺族の手記を掲載すること。

10 交通の方法に関する教則

「交通の方法に関する教則」（昭和53年国家公安委員会告示第3号）（第2章及び第3章を除く。）の内容を、必要に応じてイラスト等を用いて記載すること。

11 その他

(1) 運転状況メモ欄

受講者が自らの運転状況について振り返る際に役に立つような、ヒヤリ・ハット体験、違反・事故等を記録することができるメモ欄を設けること。

(2) 「安全運転5則」

次の安全運転5則を記載すること。

- ア 安全速度を必ず守る。
- イ カーブの手前でスピードを落とす。
- ウ 交差点では必ず安全を確かめる。
- エ 一時停止で横断歩行者の安全を守る。
- オ 飲酒運転は絶対にしない。

別紙 2

- 1 宮城県内の交通事故発生状況
- 2 全国の交通事故死者数
 - (1) 県内の交通事故
 - (2) 5年間の交通事故発生推移
 - (3) 市町村別交通事故死者数
 - (4) 月、曜日、時間別交通事故発生状況
 - (5) 道路形状別、路線別交通事故発生状況
 - (6) 交通死亡事故の特徴と傾向
- 3 県内各警察署の交通事故多発交差点
- 4 宮城県内の高速道路の交通事故発生状況
- 5 宮城県内で発生した事故事例と教訓
- 6 運転免許関係申請手続の案内
- 7 その他
 - (1) 宮城県道路交通規則（平成13年宮城県公安委員会規則第1号）
 - (2) 宮城県飲酒運転根絶に関する条例（平成19年宮城県条例第86号）

別紙 3

1 目的

運転者の運転行動に関する意識及び態度を測定するために有効である簡易な設問により、運転適性診断及び指導ができるものとする。

2 形式

二者択一式で、30問程度の簡易な設問形式とする。

3 内容

- (1) 設問の回答に基づき、運転者の運転行動に関する性格、意識及び態度を測定することができるものであること。
- (2) 回答結果に基づいて導き出された測定結果に応じた安全運転に必要な指導助言が記載されるものであること。
- (3) 測定結果とそのアドバイスに当たっては、運転者が自分の運転行動や改善策を理解するための情報が記載されるものであること。

4 その他

設問にあっては、心理学、行動学等の専門家が所属する研究機関等により作成又は監修されたものとする。

別記様式第1号

運転者特定任意講習受講申請書

年 月 日

宮 城 県 公 安 委 員 会 殿

住所

氏名

生年月日

(歳)

道路交通法施行令第37条の6の規定による講習を受けることを申請します。

収入証紙貼付欄

第

号

特定任意講習終了証明書

住所

氏名

年 月 日生

上記の者は、年 月 日道路交通法
施行令第37条の6の規定による講習を終了した者
であることを証明する。

年 月 日

宮城県公安委員会

印